

大阪柔整だより

返戻された支給申請書は必ず再請求を！

保険者より、本会へ毎月約 3,000 件の支給申請書の返戻があります。

その返戻理由の大多数が、被保険者証の記号番号や生年月日、性別、負担割合等の相違、受給資格の喪失、他保険者への資格変更などによるものです。これら資格関連については、毎月初めに必ず被保険者証の内容確認を行い、施術録への記載やレセコンに入力する際に誤らなければ返戻を防げるものばかりです。従って、施術者は事務的ミスによる返戻を無くすよう注意しなければなりません。

また、平成 23 年 12 月の厚生労働省からの通知による柔道整復療養費の適正化強化のため、各保険者が患者照会を開始してからは資格関連以外の様々な理由での返戻が増えました。

通知の内容は、①多部位負傷施術（3 部位以上）②長期施術継続（3 ヶ月以上）③頻回施術（月に 10 回以上）の支給申請書に対し、適切な時期に文書照会や聞き取り等を実施し、療養費の適正化に努めるよう保険者に求めるものですが、最近では上記の 3 項目に該当しない支給申請書の調査も頻繁に行われています。

実際の返戻内容のいくつかは、医科との重複・併診（負傷名相違）、同意医師の記載もれ、同意日の相違、負傷原因の記載不備、負傷部位と施術部位の相違によるもの等があります。また、長期頻回傾向の支給申請書については、傷病の経過や頻回となる学理的な理由の記載や施術録の写しの提出を求めるケースもあります。支給申請書が返戻された場合は、患者への確認や施術録の確認など返戻理由をよく確かめ、然るべき対応をして必ず再請求して下さい。

保険者は返戻した支給申請書が再請求されない場合は、それが不適切なものであったため施術者は再請求できないのであろうと捉え、不信感を抱くこととなります。

支給申請書の再提出がなければ保険者の厳しい財源からの支出抑制にも繋がり、ますます患者照会が頻繁に行われることでしょう。

施術者側としては、返戻された支給申請書を必ず再請求することで保険者にとって費用を使い患者照会を行うことが無意味になるようにしていかなければなりません。

一部の健康保険組合による過度な患者照会には、整骨院への受診を阻害、抑制する事例もあり、これらの保険者に対しては、これまで通り本会保険部として行政と連携をとり、対応して参ります。

返戻を少しでも減らすために、施術者は患者からしっかりと負傷原因等を聞き取り、患者には傷病名、負傷部位の症状、施術内容等を懇切丁寧に説明しインフォームド・コンセントに努めるとともに、施術の事実、請求の根拠となる施術録の整備を徹底し、療養費適正化に対応することが大切です。

介護保険のコラム Vol.1

平成 27 年 4 月より介護保険制度が全面改正されました。

この改正は、平成 37 年（2025 年）に団塊の世代が全て 75 歳以上となり、介護を必要とする高齢者が急増する事を想定したものです。

本会においても、制度改正の根幹である「地域包括ケアシステム」に関連し、このコラムにおいて情報発信を行ってまいります。

さて、今回は平成 27 年 4 月 25 日（土）午後 4 時より大阪柔整会館にて「認知症サポーター養成講座」開講のご紹介を致します。

「認知症サポーター」は、厚生労働省で策定された「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」に基づき、認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける事ができる社会を目指す事を目標としております。

この制度において重要なポイントとなるのは、地域住民に対して“どのような支援を誰が行うのか？”という事であり、本会においても地域に密着して活動されている柔道整復師の先生に、「高齢者支援の拠点」としての役割を担って頂きたく、講座を開講させて頂く運びとなりました。

「認知症サポーター」は受講した方が出来る範囲内で、例えば、施術所に来院された患者さんから認知症に関する相談があった時に適切な専門機関を紹介するだけでもかまいません。このような助言を行う事で、地域の身近な相談窓口として存在して頂く為の講座となっております。

また、「認知症サポーター」の講座を受講して頂いた後に、必ず何かを行わなければならないという事はありません。

今後も柔整介護ステーションは「地域包括ケアシステム」に関連し各種のご提案や専門講座を行っていく予定です。地域の高齢者の「健康と安全を守る存在」として、会員の先生のご参加を賜れましたら幸いです。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
チッソ本社健康保険組合 06130801 チッソ水俣健康保険組合 06430011	合併	JNC健康保険組合 06130801	H27年4月1日
小松製作所健康保険組合 06137384 コマツNTC健康保険組合 06160485	合併	小松製作所健康保険組合 06137384	H27年4月1日

* 前期高齢受給者(70歳から74歳)の一部負担金割合について *

(平成 26 年 4 月 1 日から)

<一定以上所得者以外>

生 年 月 日	窓口負担割合
昭和 19 年 4 月 1 日まで	1 割
昭和 19 年 4 月 2 日以降	2 割 誕生日の翌月から適用。 ただし、1 日生まれの人は その月から適用。

<一定以上所得者>

3 割

保険証の確認をお願いします。

* 平成27年4月より変更の医療費助成制度 *

	変更内容	変更前 (平成 27 年 3 月施術分まで)	変更後 (平成 27 年 4 月施術分から)
大阪狭山市	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「子ども医療費助成制度」 0 歳～12 歳 (小学校修了) まで 所得制限なし	変更なし 0 歳～15 歳 (中学校修了) まで 変更なし
岸和田市	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「子ども医療費助成制度」 0 歳～7 歳 (小学 1 年生修了) まで 所得制限なし	変更なし 0 歳～9 歳 (小学 3 年生修了) まで 変更なし
高石市	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「乳幼児等医療費助成制度」 0 歳～9 歳 (小学 3 年生修了) まで 所得制限なし	「こども医療費助成制度」 0 歳～12 歳 (小学校修了) まで 変更なし
泉大津市	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「子ども医療費助成制度」 0 歳～9 歳 (小学 3 年生修了) まで 所得制限なし	変更なし 0 歳～12 歳 (小学校修了) まで 変更なし
忠岡町	制度名 通院費医療対象年齢 所得制限	「子ども医療費助成制度」 0 歳～9 歳 (小学 3 年生修了) まで 所得制限なし	変更なし 0 歳～12 歳 (小学校修了) まで 変更なし

※本会ホームページにて乳幼児・こども医療費助成制度一覧表掲載